

平成26年12月5日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年12月5日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正を求める意見書（案）
- 日程第2 意見書案第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
- 日程第3 意見書案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第4 委員長報告第4号 請願第3号 ふれあい友遊かみみねに対する助成の継続・拡充に関する請願
- 日程第5 委員長報告第5号 平成25年度決算特別委員会審査報告について
- 日程第6 討論・採決
- 日程第7 委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第8 農業基盤整備促進事業（フォアス）調査特別委員会の閉会中の継続調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第5号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 意見書案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。意見書を提出いたします。

---

意見書案第5号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月5日 提出

---

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正を求める意見書（案）

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

2007年の世界保健機構（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様です。

また、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないことが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースや、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができます。

また、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

更に、WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも、重傷の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、広く周知を図っていただきたい。

そこで、本議会は下記事項が実現するよう強く要望する。

記

1. 業務上の災害または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3. MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月5日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
参議院議長 山崎正昭様  
厚生労働大臣 塩崎恭久様

---

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第5号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第5号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第5号は可決されました。

## 日程第2 意見書案第6号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 意見書案第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

引き続き、意見書案第6号でございます。

---

意見書案第6号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月5日 提出

---

ウイルス肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものである。このことは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療をB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的としたインターフェロン治療と、

B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定しているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいために亡くなる直前でなければ認定されないといった実態報告もあり、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月5日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
参議院議長 山崎正昭様  
財務大臣 麻生太郎様  
厚生労働大臣 塩崎恭久様

---

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第6号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第6号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第6号は可決されました。

### 日程第3 意見書案第7号

#### ○議長（中山五雄君）

日程第3. 意見書案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

#### ○4番（碓 勝征君）

---

意見書案第7号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月5日 提出

---

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

日本政府は障害者権利条約を批准し、既に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた「手話」の法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本議会は「手話言語法（仮称）」を制定することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月5日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

参議院議長 山崎正昭様  
文部科学大臣 下村博文様  
厚生労働大臣 塩崎恭久様  
内閣官房長官 菅義偉様  
総務大臣 高市早苗様  
財務大臣 麻生太郎様

---

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第7号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第7号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第7号は可決されました。

#### 日程第4 委員長報告第4号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 委員長報告第4号、請願第3号 ふれあい友遊かみみねに対する助成の継続・拡充に関する請願について、これを議題といたします。

本件については、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（碓 勝征君）

それでは、私のほうから報告第4号を申し上げます。

---

報告第4号

平成26年12月5日

#### 請願審査報告書

総務厚生常任委員会

委員長 碓 勝 征

平成26年9月12日、第3回定例会において本委員会に付託された請願第3号について11月20日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

1. 件 名 請願第3号 ふれあい友遊かみみねに対する助成の継続・拡充に関する請

願

2. 審査結果 採択すべきもの
3. 主な意見 総合型地域スポーツクラブ「ふれあい友遊かみみね」は、幼児から高齢者までを対象に「生涯スポーツの普及」、「健康づくり」を目的とし各スポーツ教室を開催しており、その効果は顕著である。toto助成が終了する平成28年度以降の事業充実を図るためには、助成の継続・拡充が必要であるが、町補助金に頼るだけでなく受益者（会員）負担の引き上げも併せて検討すること。
- 

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

#### 日程第5 委員長報告第5号

○議長（中山五雄君）

日程第5. 委員長報告第5号 平成25年度決算特別委員会審査報告の件を議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。決算特別委員会審査報告をいたします。

---

報告第5号

平成26年12月5日

平成25年度決算特別委員会審査報告書

決算特別委員会

委員長 林 眞 敏

平成26年9月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第47号平成25年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第48号平成25年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第49号平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第50号平成25年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算及び議案第51号平成25年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上5議案の決算認定について去る9月19日、22日、24日の3日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査を行った結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については次のとおりです。

#### [一般会計]

##### 総務課

- ・交差点で事故が多発しており、交通安全対策に努めること。
- ・選挙の投票率向上に努めること。

##### 企画課

- ・町道下津毛三田川線の一本橋付近の道路拡幅については、みやき町と協議し事業計画を進めること。
- ・ふるさと納税の推進に努めること。
- ・各施設の管理委託料については、根拠を明確にすること。
- ・佐賀空港リムジンタクシーを県東部地区でも運行するよう、県に要望すること。
- ・公共施設のトイレは、補助金等を活用し洋式化に努めること。

##### 税務課

- ・税負担の公平性確保のため、収入未済額の解消に努めること。

##### 住民課

- ・ごみ袋（白大）の幅を広くするよう検討すること。
- ・ひよ子保育園の建物は無償貸与としているが、維持補修の負担を明確にしておくこと。

##### 健康福祉課

- ・自殺予防対策事業は、更に効果的な内容を検討すること。
- ・各種検診の受診率向上に努めること。

##### 産業課

- ・なし

##### 建設課

- ・路面性状調査の結果で、補修が必要な箇所については、早急に対応すること。

##### 教育課

- ・小・中学校のトイレ洋式化を計画的に進めること。
- ・ラ・フォル・ジュルネ公演事業に本町中学校の生徒がかかわられるよう、要望していくこと。

#### 生涯学習課

- ・町民センターホールの利用促進に努めること。
- ・体育施設の町内・町外使用区分の撤廃を検討すること。
- ・町民センター及び体育施設の休館日の撤廃を検討すること。
- ・施設管理業務委託の指名競争入札については、方法等を検討すること。

#### 文化課

- ・なし

#### 出納室

- ・なし

#### 議会事務局

- ・なし

#### 監査委員事務局

- ・なし

#### [特別会計]

##### (国民健康保険特別会計)

- ・国民健康保険税の、収納率向上に努めること。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進について、広報活動に努めること。

##### (後期高齢者医療特別会計)

- ・なし

##### (土地取得特別会計)

- ・なし

##### (農業集落排水特別会計)

- ・各種点検業務は、報告書によりの確に確認すること。
- ・処理施設等の修繕が最小限になるよう、適切な維持管理に努めること。

---

以上、報告を終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（中山五雄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第47号から議案第51号までの議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第47号から議案第51号については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### 日程第6 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第6. 討論・採決。

議案第54号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 上峰町健全な財政運営に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 上峰町ふるさと寄附金基金条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 上峰町教育委員会委員定数条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 上峰町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 選挙広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号の討論に入る前に、矢動丸壽之君の退場を求めます。

〔矢動丸教育長 退場〕

○議長（中山五雄君）

議案第72号 上峰町教育長の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第72号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第72号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第72号は同意することに決定いたしました。

矢動丸壽之君の入場を認めますので、しばらくお待ちください。

〔矢動丸教育長 入場〕

○議長（中山五雄君）

議案第74号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第7. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

**日程第8 農業基盤整備促進事業（フォアス）調査特別委員会の閉会中の継続調査の件について**

**○議長（中山五雄君）**

日程第8．農業基盤整備促進事業（フォアス）調査特別委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。平成26年第4回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさんでした。

**午前10時8分 閉会**

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 碓 勝 征

上峰町議会議員 松 田 俊 和